**フィッシング対策協議会　入会申込書**

YYYY年MM月DD日

フィッシング対策協議会　殿

フィッシング対策協議会入会を申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請組織情報 | 組織名 |  |
|  | 英文名称 |  |
| 住所 | 〒 |
|  |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| URL※： |  |

※ 入会承認後、本協議会のメンバー紹介ページ(https://member.antiphishing.jp/about\_ap/member.html)において、各組織へのリンク先と致します。原則として、組織のトップページをご指定ください。常時SSL（https）に対応している場合は、そのURLをご指定ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請責任者 | 氏名 |  |
|  | 部署/役職 |  |
| 住所 | 〒 |
|  |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail： |  |

住所等、申請組織情報と同一の場合は記載不要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 窓口登録者 | 氏名 |  |
|  | 部署/役職 |  |
| 住所 | 〒 |
|  |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail： |  |

当協議会からの連絡・発送物（会費請求書等）は原則として『窓口登録者』の方に送付させていただきます。

申請責任者と同一の場合は記載不要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受信者 | 氏名 |  |
|  | 部署/役職 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail: |  |

窓口登録者以外に、当協議会からの連絡を受け取りたい方がいる場合、記載してください。

メールアドレスとして貴社のメーリングリストの登録も可能です**（ｐ6記載例参照）**。

複数名の方をご登録頂く場合は、お手数ですが、フォームを複製し、入力お願いします。

1. 該当する会員区分を1つ選択してください。

各会員区分については、会則（https://member.antiphishing.jp/about\_ap/enrollment.html）をご確認ください。

[ ] 　正会員（一般企業）

[ ] 　オブザーバー（省庁・行政機関等）

[ ] 　リサーチパートナー（学識経験者等の個人）

[ ] 　関連団体（事業者団体・学術機関・フィッシング対策組織等）

２. 貴組織の事業概要、略歴をご記載ください。

３.　貴組織が業界団体や協会に加盟している場合、その団体の名称、会員区分、入会時期についてご記載ください。

４. フィッシングに関しての貴組織（または個人）のお立場について教えてください。

[ ] 　フィッシングの攻撃対象となり得る事業者またはその団体

[ ] 　フィッシングに対する防御手段やコンサルテーションを提供し得る事業者または団体

[ ] 　フィッシング対策に関する知見を有する有識者・個人

[ ] 　その他

５.　「４.」 において回答したお立場に応じて、以下をご記載ください。

・貴組織が「フィッシングの攻撃対象となり得る事業者またはその団体」の場合、現在の被害状況や取り組んでいる対策について具体的にご記載ください。

・貴組織が「フィッシングに対する防御手段やコンサルテーションを提供し得る事業者または団体」の場合、提供し得るまたはすでに提供している防御手段やコンサルテーション内容について具体的にご記載ください。

・「フィッシング対策に関する知見を有する有識者・個人」または「その他」の場合、フィッシング対策に関して有する知見や取り組みの実績等について具体的にご記載ください。

６．本協議会入会のモチベーション、本協議会への期待、活動に貢献し得ることについてご記載ください。

７．本協議会には複数のワーキンググループ（WG）タスクフォース（TF）があります。参加希望のWG/TFを選択してください（複数選択可）。各活動については本協議会ウェブサイトのWG活動ページ・協議会パンフレットをご参照ください。

協議会Webサイト：<https://member.antiphishing.jp/about_ap/wg.html>

[ ] 　技術・制度検討WG [ ] 　STOP.THINK.CONNECT.普及啓発WG

[ ] 　証明書普及促進WG [ ] 　認証方法調査・推進WG

[ ] 　被害状況共有WG [ ] 　学術研究WG

[ ] 　偽サイト対応自動化TF [ ] 　詐欺サイト対処机上演習TF

８．その他連絡事項等（入会のタイミングに関するご希望等があればこちらにご記載ください）

反社会的勢力の排除に関しては、「2007年(平成19年)6月付政府指針」及び「2008年(平成20年)3月付金融庁の監督指針」が公表されています。そこで、フィッシング対策協議会では、これら指針等を踏まえ、反社会的勢力との取引を未然に防止するために、このたび、2016年7月から、『反社会的勢力ではないこと等の表明・確約に関する同意』を取入させて頂くことと致しました。また、表明・確約のチェックを行い、必要に応じて信用調査は、監査法人等の協力を得て実施することがあります。

* + 新規加盟組織の場合、加盟時に『反社会的勢力ではないこと等の表明・確約に関する同意』を提出

|  |
| --- |
| **反社会的勢力ではないこと等の表明・確約に関する同意**フィッシング対策協議会 御中私たちは、フィッシング対策協議会(以下「本協議会」という)の加盟ならびに加盟継続にあたり、次の各項目に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。また、表明・確約に虚偽又は違反があった場合は、本協議会が催告することなく加盟を解除できることに対して異議を申しません。また、これにより加盟が解除された場合、解除により発生する損失について本協議会に対し一切の請求を行いません。　　　　YYYY年MM月DD日組織名：部署名：申請者 氏名： |

1. 現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
4. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
5. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
6. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
7. 自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約します。
8. 暴力的な要求行為
9. 法的な責任を超えた不当な要求行為
10. 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
11. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本協議会の名誉・信用を毀損し、または本協議会の業務を妨害する行為
12. その他前各号に準ずる行為

以上、反社会的勢力ではないこと等を表明し、確約します。







